

2-1-6 標識の掲示【法第49条】

許可を受けた工事主又は届出(特定盛土等規制区域における届出(法第27条))をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げてください。

なお、国・県等における協議(盛土規制法第15条第1項、第34条第1項)や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可(盛土規制法第15条第2項、第34条第2項)においても、標識の掲出が必要です。この場合において、記載する事項は、図2-5のとおりです。

- ・国・県等における協議の場合は、「許可年月日・許可番号」は協議成立の番号等を、「担当の都道府県部局名称連絡先」は市の都市計画課を記載してください。
- ・開発許可によるみなし許可の場合は、「許可年月日・許可番号」は開発許可の番号等を記載してください。

(様式)

盛土又は切土の場合:【省令様式第二十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識】

土石の堆積の場合 :【省令様式第二十四 土石の堆積に関する工事の標識】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 済標識			
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図
	2	許可番号 第 号	
	3	許可又は届出年月日 年 月 日	
	4	工事施行者の氏名	
	5	現場管理者の氏名	
	6	盛土又は切土の高さ メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量 盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
	9	工事着手予定年月日 年 月 日	
	10	工事完了予定年月日 年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先	
	12	許可又は届出担当の都道府県部 局名称連絡先	
50センチメートル以上			
[注意]			
1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。			

土石の堆積に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図
	2	許可番号 第 号	
	3	許可又は届出年月日 年 月 日	
	4	工事施行者の氏名	
	5	現場管理者の氏名	
	6	土石の堆積の最大堆積高さ メートル	
	7	土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル	
	8	土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル	
	9	工事着手予定年月日 年 月 日	
	10	工事完了予定年月日 年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先	
	12	許可又は届出担当の都道府県部 局名称連絡先	
50センチメートル以上			
[注意]			
1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。			

図2-5 標識のイメージ(宅地造成又は特定盛土等ならびに土石の堆積に関する工事の標識)

2-1-7 工事の着手届【細則第6条】

工事の許可を受けた工事主は、その工事に着手したとき、工事着手届に標識の設置状況写真を添えて提出してください。

(提出書類)

- ・【様式第1号 工事着手届】
- ・標識の設置状況写真

(電子申請)

この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和8年4月開始)

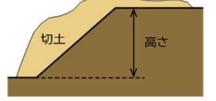
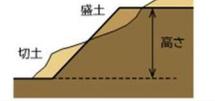
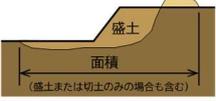
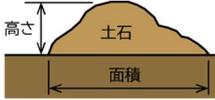
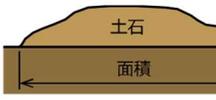
2-1-8 定期報告【法第19条、第38条】

工事の許可を受けた工事主は、3か月ごとに工事状況を市に報告する必要があります。

国や県等における協議や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可においても、定期報告が必要です。

ただし、定期報告は表2-3に示す規模を超える工事のみが対象となります。この規模を超えない場合は、定期報告は不要です。

表2-3 定期報告が必要な工事の規模

区分	定期報告が必要な工事の規模				
盛土・切土	①盛土で高さが 2 m超 の崖が生じる場合 	②切土で高さが 5 m超 の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い 5 m超 の崖が生じる場合 	④盛土で高さが 5 m超 となる場合  (崖を生じないもの)	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差 1m 以下を除く)  (盛土または切土のみの場合も含む)
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が 5 m超 1,500㎡超 となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差 1m 以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。

(提出時期)

許可を受けた日又は前の報告を行った日から、3か月を超えない月の月末までに提出してください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【様式第4号 宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書】

土石の堆積の場合：【様式第5号 土石の堆積に係る工事の定期報告書】

・報告の時点における盛土又は切土、土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(電子申請)

この報告は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和8年4月開始)

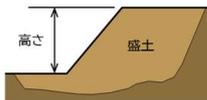
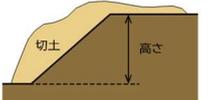
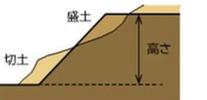
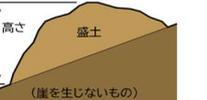
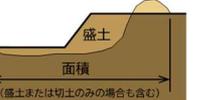
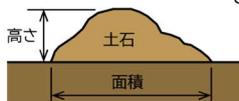
2-1-9 中間検査【法第18条、第37条】

盛土又は切土に係る許可を受けた工事主は、表2-4の検査を要する規模に該当し、特定工程(盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事)を含む場合は、中間検査を受ける必要があります。

特定工程が完了したときは、完了した日から4日以内に中間検査の申請を行ってください。申請にあたっては、検査を円滑に行うため、事前に市の担当へご連絡いただき日程調整を行ってください。

- ・表2-5に示す特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。
- ・特定工程が複数時期にわたる場合は、その都度申請を行い、中間検査を受けることができます。
- ・中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて検査を行います。
- ・当該工事に、特定工程が含まれていなければ、中間検査はありません。
- ・国や県等における協議や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可においても、中間検査が必要です。

表2-4 中間検査定期報告が必要な工事の規模

区分	中間検査対象となる工事の規模				
盛土・切土	①盛土で高さが 2 m超 の崖が生じる場合 	②切土で高さが 5 m超 の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い 5 m超 の崖が生じる場合 	④盛土で高さが 5 m超 となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差1m以下を除く) 
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が 5 m超 1,500㎡超 となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差1m以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。

表2-5 特定工程及び申請時期等

対象	特定工程 (政令第24条1項、第32条2項)	特定工程後の工程に係る工事 (政令第24条2項、第32条3項)	申請時期
盛土又は切土	盛土をする前の地面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に係る工事を終えた日から4日以内

(提出書類)

【省令様式第十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書】

(手数料)

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

2-1-10 完了検査等【法第17条、第36条】

当該許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に完了検査又は土石の堆積の確認の申請を行ってください。

申請にあたっては、検査等を円滑に行うため、事前に市の担当へご連絡いただき日程調整を行ってください。

- ・完了検査は、許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認します。
※検査項目については、別に定める工事の検査項目をご確認ください。
- ・土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石が除却されていることを確認します。
- ・国や県等における協議によるみなし許可においても、完了検査が必要です。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【省令様式第九 完了検査申請書】

土石の堆積の場合：【省令様式第十一 確認申請書】

2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第7条】

許可又は届出に係る工事を廃止又は一時中止する場合は、すみやかに廃止・一時中止届書を提出してください。

- ※ 国・県等における協議においても、該当する場合は、廃止・一時中止届を提出してください。
- ※ 事業を廃止又は一時中止する場合は、事前に周囲の安全を確保できる状態とする必要があります。状況について確認を行いますので、事前に市の窓口までご相談をお願いします。

(提出書類)

【様式第2号 工事の廃止・一時中止届出書】

(電子申請)

この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和8年4月開始)

2-1-12 地位の承継

(一般承継)

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更となります。軽微な変更届を速やかに提出してください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、前項の【工事の廃止・一時中止届出書】を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

(特定承継)

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

2-1-13 適合証明【省令第88条】

宅造区域又は特盛区域内において、建築基準法第6条第1項等の規定による確認済証の交付を受けようとする場合、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の添付が必要となる場合があります。

2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第15条第1項、第34条第1項】

国又は県、指定都市、中核市が行う宅地造成等における許可対象工事については、協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。許可手続きに替わって、協議を行ってください

許可申請における技術的基準に照らした内容となっているかを協議しますので、「2-1-2 許可(変更)申請」の、許可申請を協議に読み替えて、必要な書類を提出してください。

また、都市計画法第34条の2に基づき国又は県、指定都市、中核市が行う協議の成立をもって開発許可があったものとみなされる場合も、盛土規制法第15条第2項又は第34条第1項によるみなし規定が適用されますので、盛土規制法による許可手続きは不要です。

なお、協議の場合、周辺住民への周知や土地所有者等の同意取得は規定されていませんが、協議者において適切に対応してください。

(提出書類)

「盛土又は切土」：【様式第6号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書】

「土石の堆積」：【様式第7号 土石の堆積に関する工事の協議申出書】

添付書類等は、【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参考にしてください。

※特盛区域内における届出対象工事について

特盛区域内で届出対象となる工事については、「2-1-3 届出(変更届出)」を参照し、届出書を提出してください。

2-2 許可又は届出に必要な書類等

許可又は届出に必要な書類は、以下の表のとおりです。

表 2-6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	【省令様式第二】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に記載		
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止くい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	土量計算書	●	盛土又は切土をする土量計算書		
7	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
8	排水施設構造図	○	【排水施設を設置する場合】		
9	流量計算書	○	【排水施設を設置する場合】		
10	崖の断面図	○	【崖を生ずる場合】 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
11	擁壁の断面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
12	擁壁の背面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
13	崖面崩壊防止施設の断面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
14	崖面崩壊防止施設の背面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
15	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	【鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合】		
16	盛土の安定計算書	○	【谷埋め型大規模盛土、腹付け型大規模盛土、高さ15m超の盛土を行う場合(福岡県技術基準7ページ参照)】 土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
17	崖面の安定計算書	○	【崖面を擁壁で覆わない場合】 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
18	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		